

下 総 第 1 2 0 2 号
令和2年(2020年)7月27日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 関 谷 博 様
同 亀 田 博 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和元年(2019年)6月20日付け監査報告第12号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、制度的な検討が必要な事項として意見のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の結果に基づき講じた改善措置

〔都市整備部市街地開発課〕

[意見]

(1) 下関駅自由通路自家用電気工作物保安管理業務の委託契約を、一者選定の随意契約により締結しているが、一者を選定した理由が明確でないと思料された。

当該委託契約に係る高圧受電設備はJR下関駅構内に所在するため、保安業務に際しては確実に業務を実施すると共に事故及び災害等が発生した場合は、休日・夜間等を含め特に迅速な対応を要求されることから、その性質が競争入札に適しないとして地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、一者選定による随意契約（以下「一者随契」という。）を行っている。相手方を選定するにあたっては、「中国四国産業保安監督部が電気保安法人として要件を確認済である旨を公表している業者」で「下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿（電気設備保全管理）に登載され市内に営業所のある業者」である2業者のうちから、本市公共施設における受託実績を多数有し、これらを確実に履行し、常時迅速な対応が可能であることを理由に、一者を選定した。

下関市随意契約ガイドラインでは、同号の規定を適用する場合においては、「その他の業者の参加機会を不当に排除していないか」、「競争の原理が働かずに不利な条件での契約が強いられないか」を慎重に検討し、確認事項を明確にするなど、「透明性」を確保する必要がある旨定められている。また、選定されなかったもう一方の業者は、他課において、当該設備よりも電気性能の高い施設の受託実績を有しており、同号の規定を適用し一者随契を行う上で理由が十分明らかにされているとは言い難い。疑義が生じることのないよう、事務処理の見直しなど検討されたい。

なお、平成31年3月4日付け下契第186号下関市業務委託入札契約事務審査委員会委員長通知において、当該業務の一者随契について注意喚

起がなされている。今後の契約において留意されたい。

(改善措置状況)

令和2年度の契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、電気保安法人で本市の登録業者であり、かつ、市内に営業所がある業者2者との見積合せを行い業者の決定を行った。